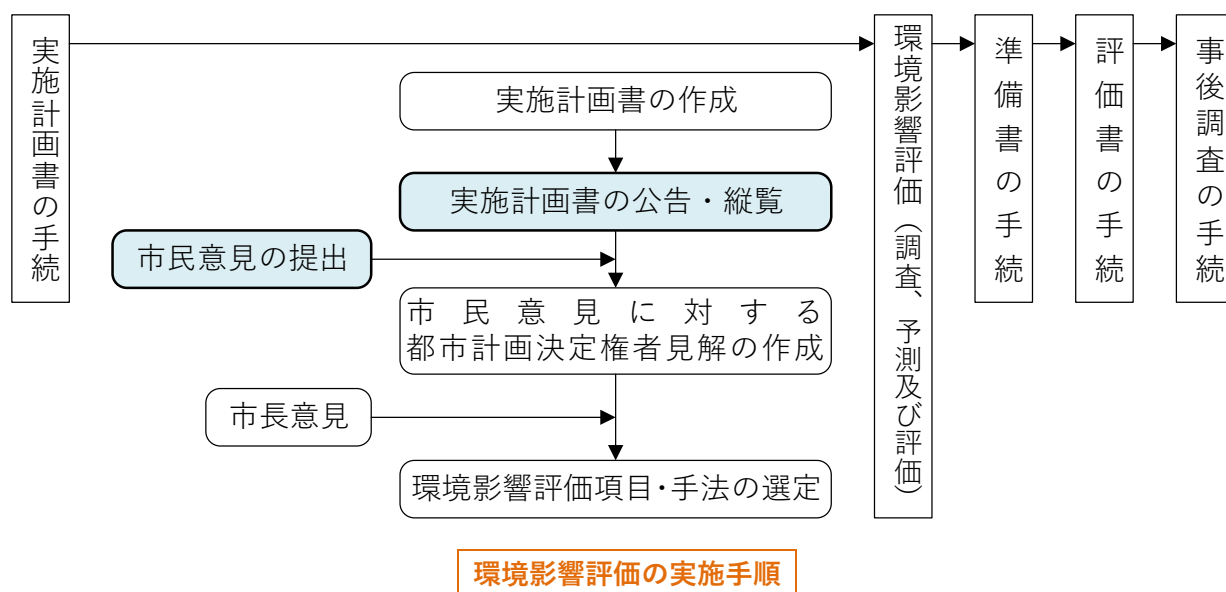


（仮称）新交通西風新都線建設事業 環境影響評価実施計画書（要約書）

1. 環境影響評価の目的及び実施手順等

環境影響評価は、事業をより環境に配慮したものとするため、事業を実施した場合の環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うものです（下図参照）。今回、縦覧する実施計画書は、環境影響評価の実施前に、事業の内容、地域の特性、選定した環境影響評価の項目及び各項目の調査・予測の手法をとりまとめたものです。今後、市民や専門家の方々から出された環境保全の見地からの意見に配慮し、項目及び手法を見直した上で、環境影響評価を行います。



2. 都市計画対象事業の名称等

都市計画対象事業の名称		（仮称）新交通西風新都線建設事業	
都市計画決定権者の名称等	名称	広島市	
	代表者	広島市長 松井 一寛	
	所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	
事業者の名称等	名称	広島市	広島高速交通株式会社
	代表者	広島市長 松井 一寛	代表取締役社長 竹内 功
	所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号

3. 都市計画対象事業の目的及び内容

(1) 都市計画対象事業の目的

（仮称）新交通西風新都線建設事業は、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークを形成し、都心を含むデルタ地域と、企業の立地が進む西風新都を結びつけるとともに、ＪＲ山陽本線と直結することで広島広域都市圏内の各市町との結びつけを深め、ヒト・モノ・カネ・情報のさらなる好循環を生み出すために実施するものです。

(2) 都市計画対象事業の内容

【（仮称）新交通西風新都線】

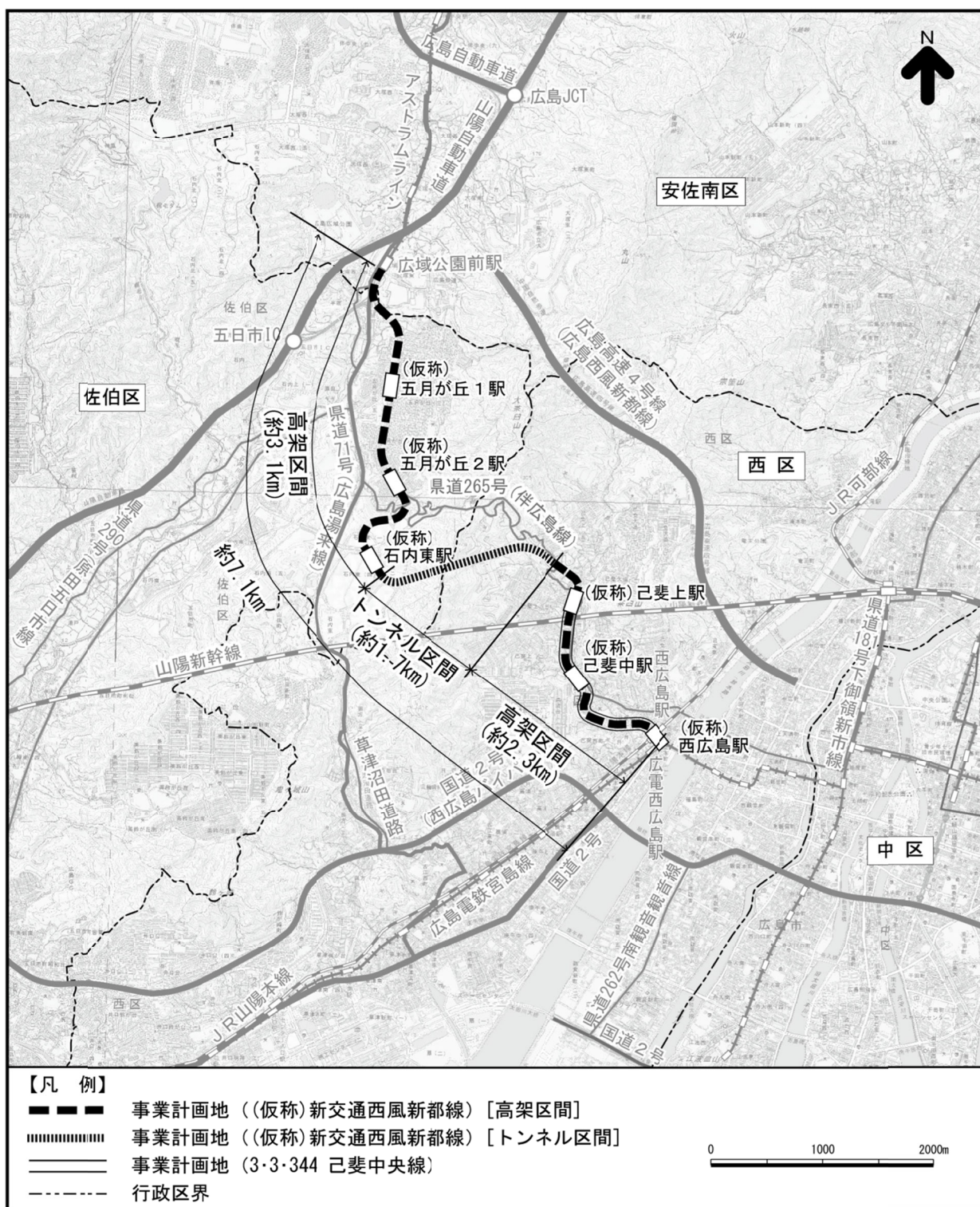
都市計画対象事業の内容	
種 類	軌道の建設の事業
規 模	約 7.1km (高架部：約 5.4 km トンネル部：約 1.7 km)
実施を予定している区域	広島市安佐南区大塚西～広島市西区己斐本町 (3 頁 図参照)
本線路の数	本線路の数：1（駅部の本線路の数：2）
軌道施設の設計の基礎となる車両の最高速度	最高速度 60km/h
その他の計画概要	
主要構造	高 架 部：ＰＣホロースラブ桁・鋼箱桁 トンネル部：コンクリート 駅 舎 部：ＰＣホロースラブ桁
駅 数	6 駅（五月が丘 1 駅、五月が丘 2 駅、石内東駅、己斐上駅、己斐中駅、西広島駅）※全て仮称
開業予定	広域公園前駅～石内東駅 開業：令和一桁代後半 石内東駅～西広島駅 開業：令和 10 年代初頭

(3) 都市計画対象事業以外の事業の内容

本事業は、軌道の導入空間である 3・3・344 己斐中央線の整備と一体で実施する計画です。

【3・3・344 己斐中央線】

都市計画対象事業以外の事業の内容	
延 長	約 1,850m
車 線 数	2 車線
幅 員	22～27m



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものです。
(承認番号 令元情複、第 245 号)

都市計画対象事業の実施を予定している区域

4. 都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

(1) 自然的状況

事業計画地周辺の主な自然的状況は、以下のとおりです。

- ・大気質測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しており、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は一部の測定局、光化学オキシダントは全ての測定局において環境基準を達成していませんでした。
- ・道路交通騒音の路線ごとの面的評価による環境基準適合率は、昼間で 57～100%、夜間で 63～100%となっています。測定結果については、昼間で 49～73 デシベル、夜間で 44～70 デシベルとなっています。
- ・道路交通振動の測定結果は、昼間で 32～50 デシベル、夜間で 26～49 デシベルとなっています。
- ・河川の水質測定結果は、河川の汚濁の程度を示す代表的な指標である BOD 及び人の健康の保護に関する項目（健康項目）は、全ての地点において、環境基準を達成しています。
- ・確認された動物種は、絶滅がシルピアシジミの 1 種、絶滅危惧がギフチョウ等の 4 種、準絶滅危惧がニホンヒキガエル等の 11 種、軽度懸念がミサゴ等の 4 種、情報不足がツキノワグマ等の 7 種、環境指標種がダイゼン等の 12 種の合計 39 種となっています。
- ・現存植生は、佐伯区五月が丘・石内東、西区己斐上・己斐中等については、主に「緑の多い住宅地」・「市街地」等となっています。その他の区間は、主に「アカマツ群落（Ⅶ）」・「コナラ群落（Ⅶ）」・「竹林」・「水田雑草群落」等となっています。
- ・景観の構成要素としては、緑の多い住宅地、山地・丘陵地・樹林地、水田等となっており、景観計画重点地区（西風新都地区、リバーフロント・シーフロント地区）に指定されています。

(2) 社会的状況

事業計画地は、国土利用計画法に基づく「都市地域」・「農業地域」・「森林地域」に位置し、都市計画法に基づく「第一種低層住居専用地域」・「第一種住居地域」・「近隣商業地域」などに指定されています。また、一部の区域が、森林法に基づく「保安林」、「土砂災害特別警戒区域」などに指定されています。文化財保護法等に基づく史跡・名勝・天然記念物等は、存在しません。事業計画地には住居が多く立地するほか、保育園、幼稚園、小学校及び病院・診療所等が点在しています。

5. 主な環境配慮事項

(1) 基本的配慮

- 土地の改変や樹木等の伐採を最小限とします。
- 事業計画地周辺における工事の実施に伴う大気質、粉じん、騒音等により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう必要に応じて工事用仮囲いを設置します。
- 建設機械については、排ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を採用し、事業計画地周辺の生活環境に著しい影響が生じないよう配慮します。
- 建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、工事用車両の走行による大気質、騒音及び振動により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう配慮します。
- 建設発生土の事業計画地内での再利用に努めます。
- 工事計画の策定に当たっては、建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、周辺の交通渋滞の緩和等により温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(2) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- 高架構造物には遮音壁（壁高欄）の設置を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努めます。
- 高架構造物による日照障害や電波障害等による著しい影響が生じないよう配慮した事業計画の策定に努めます。

(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- 保全すべき貴重・希少な動植物への影響を回避するため、可能な限り現況の保全に努めます。
- 保全すべき貴重・希少な動植物の生息・生育する地域を改変する場合には、移植等の適切な措置を講じます。

(4) 人と自然との豊かな触れ合い

- 高架構造物の色彩やデザインに配慮し、周辺の良好な景観形成に資するような事業計画の策定に努めます。
- 工事中に改変を行うそらの中央公園については、工事完了後に実施前と同等に回復します。

(5) 環境への負荷（地球環境の保全）

- 駅舎の冷暖房設備や照明設備等については、省エネルギー型の機器等を採用し、エネルギーの効率的な利用に努めます。
- 工事の実施に伴う廃棄物（木くず、コンクリートガラ等）は、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じます。
- 駅舎から排出される廃棄物は、分別収集するなど、リサイクルの促進に努めます。

6. 環境影響評価（調査・予測・評価）の項目及び手法

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施			存 在		供 用		
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○						○
			浮遊粒子状物質	○	○						○
			粉じん等			○					
		騒 音	騒 音	○	○				○		○
			振 動	○	○				○	○	○
	水環境	水 質	水の汚れ			○					
			水の濁り			○					
		水 象	地下水、湧水			○					
	土壌環境	地盤沈下	地盤沈下			○					
		土壌汚染	土壌汚染			○					
	その他の環境	日照障害	日照障害				○				
		電波障害	電波障害				○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動 物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	○			
	植 物		重要な種及び群落			○	○	○			
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○					
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物				○					
		残 土				○					
	温室効果ガス等		二酸化炭素						○	○	○

(1) 大気質

窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等について、事業計画地周辺2地点で現地調査を行います。

建設機械の稼働による窒素酸化物・浮遊粒子状物質の影響について事業計画地周辺、工事用車両の走行による窒素酸化物・浮遊粒子状物質の影響について工事用車両の走行が想定されるルート沿道5地点、切土工等又は既存の工作物の除去による粉じん等の影響について事業計画地周辺、自動車の走行による窒素酸化物・浮遊粒子状物質の影響について自動車の走行ルート沿道3地点で予測・評価します。

(2) 騒音・振動

環境騒音・振動は事業計画地周辺 8 地点（1 地点は振動のみ）、道路交通騒音・振動は工事用車両の走行が想定されるルート沿道 5 地点の計 13 地点で現地調査を行います。

建設機械の稼働による騒音・振動の影響について事業計画地敷地境界、工事用車両の走行による騒音・振動の影響について工事用車両の走行が想定されるルート沿道 5 地点、車両の走行による騒音・振動の影響について車両の走行ルート沿線 8 地点（2 地点は振動のみ）、自動車の走行による騒音・振動の影響について自動車の走行ルート沿道 3 地点で予測・評価します。

(3) 水 質（水の汚れ、水の濁り）

水素イオン濃度及び浮遊物質量について、事業計画地周辺 4 地点で現地調査を行います。

切土工等又は既存の工作物の除去による水の汚れ及び水の濁りの影響について、事業計画地周辺で予測・評価します。

(4) 水 象（地下水、湧水）

水深及び流量について、トンネル部周辺 1 地点で現地調査を行います。

トンネル部における切土工等又は既存の工作物の除去による水象（地下水・湧水）の影響について、トンネル部周辺の井戸等で予測・評価します。

(5) 地盤沈下

トンネル部における切土工等又は既存の工作物の除去による地盤沈下の影響について、トンネル部で調査・予測・評価します。

(6) 土壤汚染

切土工等又は既存の工作物の除去による土壤汚染の影響について、調査・予測・評価します。

(7) 日照障害

軌道施設（嵩上式）の存在による日影線（時刻別日影線・等時間日影線）について、調査・予測・評価します。

(8) 電波障害

テレビ電波の受信状況について、事業計画地周辺で現地調査を行います。

軌道施設（嵩上式）の存在による電波障害範囲（遮へい障害範囲・反射障害範囲）について、予測・評価します。

(9) 生物（動物・植物・生態系）

哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類・植物・生態系について、事業計画地周辺で現地調査を行います。

切土工等又は既存の工作物の除去、軌道施設（嵩上式）及び道路（地表式）の存在による動物・植物・生態系の影響について、予測・評価します。

(10) 景 観

地域景観の特性について事業計画地周辺、主要な眺望点からの眺望の状況について事業計画地周辺 6 地点で現地調査を行います。

軌道施設（嵩上式）・道路（地表式）の存在による景観の影響について、事業計画地周辺の主要な眺望点 6 地点で予測・評価します。

(11) 人と自然との触れ合いの活動の場

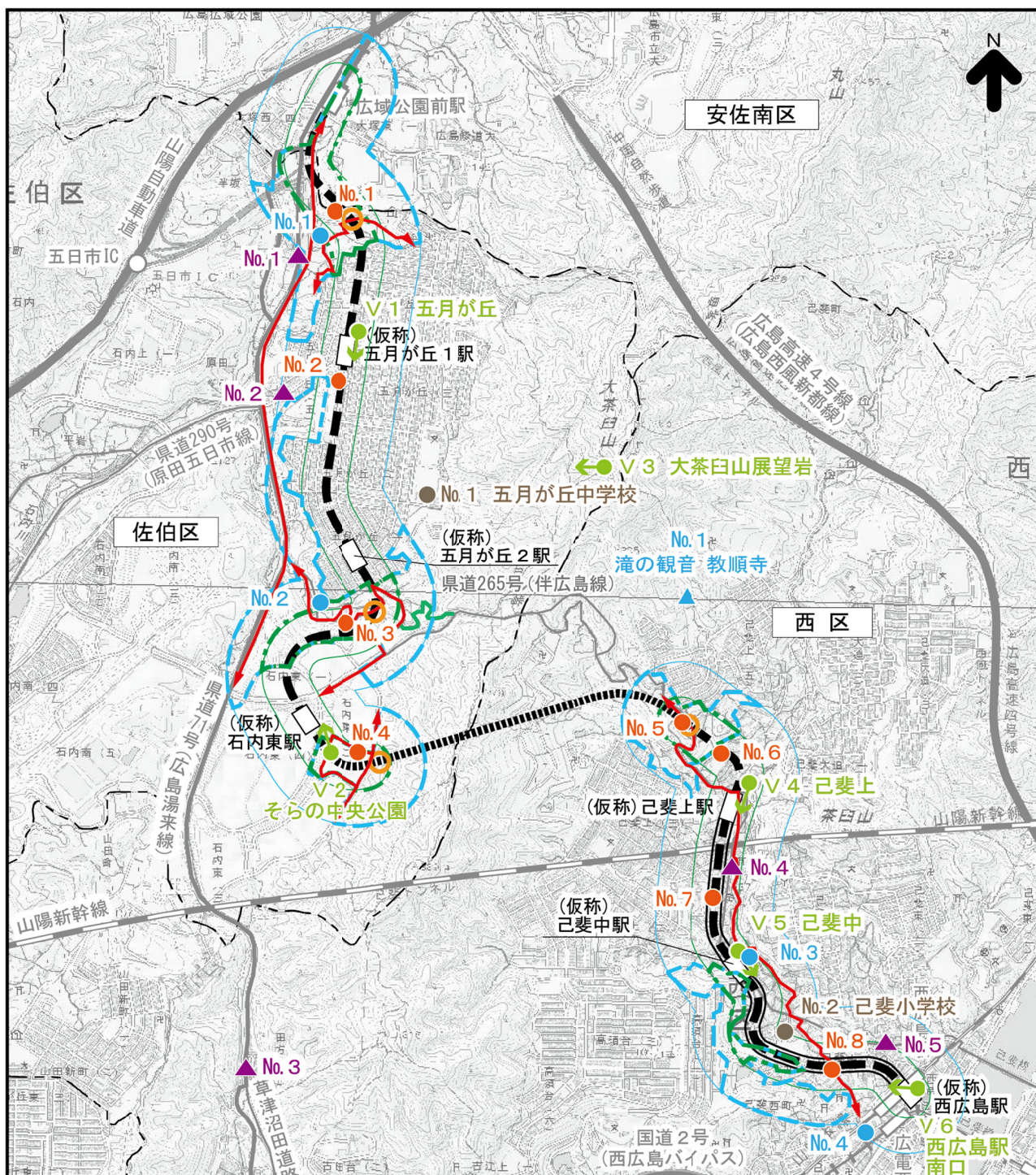
切土工等又は既存の工作物の除去による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、事業計画地の 1 地点で調査・予測・評価します。

(12) 廃棄物等

切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物及び残土の発生量、その処理・処分方法について、予測・評価します。

(13) 温室効果ガス等

車両の走行及び自動車の走行による二酸化炭素排出量の変化について、予測・評価します。



【凡 例】

- 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [高架区間]
- ||||||| 事業計画地 ((仮称)新交通西風新都線) [トンネル区間]
- 事業計画地 (3・3・344 己斐中央線)

----- 行政区界

《現地調査地点》

- 大気質 <No. 1 ~ No. 2>
- 環境騒音・環境振動 <No. 1 ~ No. 8>
(No. 2 は環境騒音・環境振動・自動車交通量)
(No. 5 は環境振動のみ)
- ▲ 道路交通騒音・道路交通振動・自動車交通量
<No. 1 ~ No. 5>
- 水質 <No. 1 ~ No. 4>
- ▲ 水象 <No. 1>



動物の調査範囲



植物の調査範囲



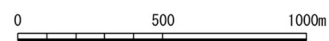
鳥類のラインセンサスルート



昆虫類のライトトラップ・ベイト
トラップ地点



景観 <V 1 ~ V 6>



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものです。

(承認番号 令元情複、第 245 号)

現 地 調 査 地 点

環境影響評価実施計画書の縦覧及び市民意見書の提出について

(仮称) 新交通西風新都線建設事業環境影響評価実施計画書は、以下のとおり縦覧しています。
また、環境影響評価実施計画書について、環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

縦覧場所・時間

縦 覧 場 所		時 間
広島市役所本庁舎 [中区国泰寺町一丁目 6-34]	環境局環境保全課(本庁舎 4 階) 都市整備局都市計画課(本庁舎 11 階) 道路交通局都市交通部(本庁舎 8 階)	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 (土・日曜日・祝日を除く)
西区役所 区政調整課 [西区福島町二丁目 2-1]		
安佐南区役所 区政調整課 [安佐南区古市一丁目 33-14]		
安佐南区役所 沼田出張所 [安佐南区伴東七丁目 64-8]		
佐伯区役所 区政調整課 [佐伯区海老園二丁目 5-28]		午前 9 時 30 分 ～ 午後 10 時 (第 3 月曜日を除く)
合人社ウェンディひと・まちプラザ [中区袋町 6-36]		
己斐上公民館 [西区己斐上四丁目 2-55]		午前 8 時 30 分 ～ 午後 10 時 (火曜日・祝日を除く)
己斐公民館 [西区己斐中一丁目 6-20]		
大塚公民館 [安佐南区大塚西六丁目 3-2]		
石内公民館 [佐伯区五日市町大字石内 3289-1]		
五月が丘公民館 [佐伯区五月が丘五丁目 3-33]		

※ 広島市ホームページでも閲覧できます。

縦覧期間

令和元年 6 月 25 日 (火) から 7 月 24 日 (水) まで

意見書の提出等

(1) 記載事項

- ・提出される方の氏名・住所 (法人等の場合は、名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)
- ・対象となる環境影響評価実施計画書の名称
※ 「(仮称) 新交通西風新都線建設事業環境影響評価実施計画書」と記載して下さい。
- ・環境保全の見地からの意見及びその理由

※決まった様式はありませんので、自由に記載してください。

(2) 提出方法： 郵送または持参 (持参される場合は、(3)に提出してください。)

(3) 宛名・提出先： 宛 名：広島市長

提出先：〒730-8586【郵便番号だけで届きますので、住所は不要です。】

広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 (本庁舎 11 階)

広島市 都市整備局 都市計画課

(4) 提出期限： **令和元年 8 月 7 日 (水) (消印有効)**

実施計画書についての問合せ先

広島市 道路交通局 都市交通部 新交通担当

(TEL：082-504-2387)